

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

見出しの件については、パブリック・コメント手続を実施せずに制定したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の第3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

記

1 改正の概要

博物館法の一部改正に伴い、博物館に相当する施設に関する規定について、博物館法第29条から、同法第31条第1項に改正する。

2 パブリック・コメントを実施しなかった理由

博物館法の改正に伴う関係規定の整理については、軽微な変更等であると認められ、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当することから、パブリック・コメント手続は実施しませんでした。

3 公布日

令和5年3月24日

4 施行日

令和5年4月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部組織犯罪対策課

電話 096-381-0110（内線：4432）